

令和5年5月1日

中区役所における保育所入所案内誤りについて

中区保健福祉センター福祉部民生子ども課において、下記のとおり保育所入所についての案内誤りがありましたのでご報告します。大変申し訳ございませんでした。

記

1 概要

令和元年11月初旬から12月第1週頃、区民の方からの保育所入所に関する問い合わせに対して、令和2年4月以降、産休明け（原則生後57日目）から入所可能となる保育所について、生後6か月（令和2年5月）から入所可能であるとの誤った案内をしました。

2 原因

新年度入所向けに他区の保育所一覧表を適切に配備しておらず、該当の保育所の受入年齢に関する情報の更新が行われていなかったためです。

3 対応

案内を誤った区民の方には、事実経過について説明をし、謝罪を行いました。

4 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、このようなことが発生しないよう、他区で作成された保育所一覧表について、他区からの収受及び更新について記録をすることで、更新漏れを防止し、最新の一覧表を確実に配備して対応しております。

中区保健福祉センター福祉部
民生子ども課長：近藤（265-2310）